

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針

平成28年6月15日 国自旅第 55号

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（自動車）の実施に係る細目については、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領」（平成28年4月11日国総支第3号、国鉄都第6号-2、国鉄事第10号、国自旅第6号、国海内第3号、観産第2号、観参第7号。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成28年4月11日国総支第2号、国鉄都第6号-1、国鉄事第9号、国自旅第5号、国海内第2号、観産第1号、観参第6号。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

(1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	: 1, 340万円
7m以上9m未満	: 1, 540万円
9m以上	: 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に1.08を乗じて得た額とする。

【3】ユニバーサルデザインタクシー車両関係

ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額については、次のとおりとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。